

地層処分に関する取組の現状について

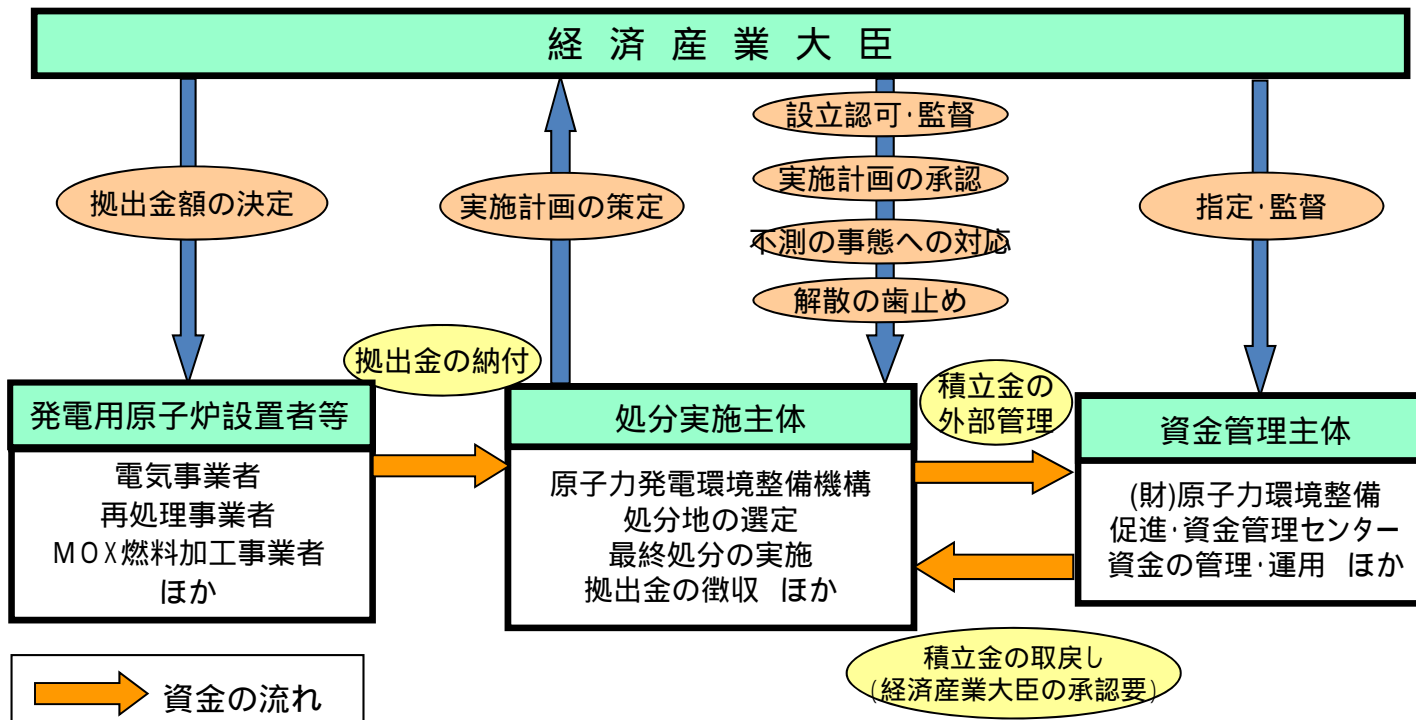
資源エネルギー庁
平成23年 3月 8日

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(特廃法)の概要について

1. 主な経緯

- 2000年 5月 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(特廃法)が成立
- 2000年 9月 基本方針及び最終処分計画を閣議決定(2008年3月 基本方針及び最終処分計画改定)
- 2000年10月 処分実施主体として「原子力発電環境整備機構(NUMO)」の設立認可
- 2002年12月 最初の調査段階である文献調査について、NUMOは全国の市町村を対象に公募開始
- 2007年 6月 特廃法が改正され、地層処分相当のTRU廃棄物等が対象に追加

2. 基本的なスキーム



実施主体の在り方について

(参考)

(「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」

(平成10年5月29日 原子力委員会 高レベル放射性廃棄物処分懇談会))

実施主体のあり方

実施主体のあり方を考える場合に、処分事業を国の事業と捉えるか民間の事業と捉えるかという問題がある。

廃棄物処分はエネルギー政策に関する国民全体の問題であり、国が直接事業を行うことが適当であるという考え方がある。国が直接事業を行うことにより信頼性や長期安定性を確保することができ、事業資金の裏付けも確実であり、処分場の立地においても円滑に進めることができるという考え方もある。しかし、この場合発生者負担の原則が不明瞭になり、また国が事業の実施と監督をともに行うという問題点がある。また、実施主体の技術者集団が公務員として国の中に組み入れてしまうと民間との技術交流に支障が出るのではないかと懸念もある。

一方で、発生者負担の原則から民間の事業として行い、国は事業の監督・援助を行うことが適当との考え方がある。民間の事業とした場合、国は外部から監督を行うことからその効果は高い。また、経済性・効率性や柔軟性・機動性に優れているという長所があり、処分事業者としての明確な位置づけや長期安定性については立法措置などにより補うことができる。

処分事業の主体を考えるさいに重視すべきは発生者負担の原則と安全性の確保である。このため、上記2つの考え方をあわせて考えると、実施主体のあり方としては国が直接事業を行なうのではなく、民間を主体とした事業とし、国は廃棄物処分政策を担っているところから、立法措置など制度の整備を行い、事業に対して法律と行政による監督と安全規制が行われることが適当である。

なお、実施主体のあり方については、国民の方々から、国の事業とする意見や発生者である電気事業者が事業を行うとする意見など様々な意見が寄せられた。この報告書では、上に述べたように、国が直接事業を行うのではなく民間を主体とした事業とするとの基本的な考え方を示すこととし、実施主体の具体的な形態については、今後検討されるべきと考える。

特廃法における国の役割について

【特廃法における国の役割】

基本方針の策定(法第3条)

処分の基本的方向、国民及び関係住民の理解増進のための施策、処分の実施に関する事項等

最終処分計画の策定(法第4条)

処分の実施時期、処分量、施設の規模、概要調査地区等の選定 等

処分実施主体(法第69条)及び資金管理主体(法第82条)の監督

その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

資金の確保(拠出金の決定)(法第11条の第3項及び法第11条の2第3項)

単位数量当たりの最終処分業務に必要な費用の総額と総量に基づき、拠出金単価を決定。
(「単価省令」を制定し、拠出金単価を決定。)

解散の歯止め(法第71条)

機構の解散については、別に法律で定める。

不測の事態への対応(法第74条)

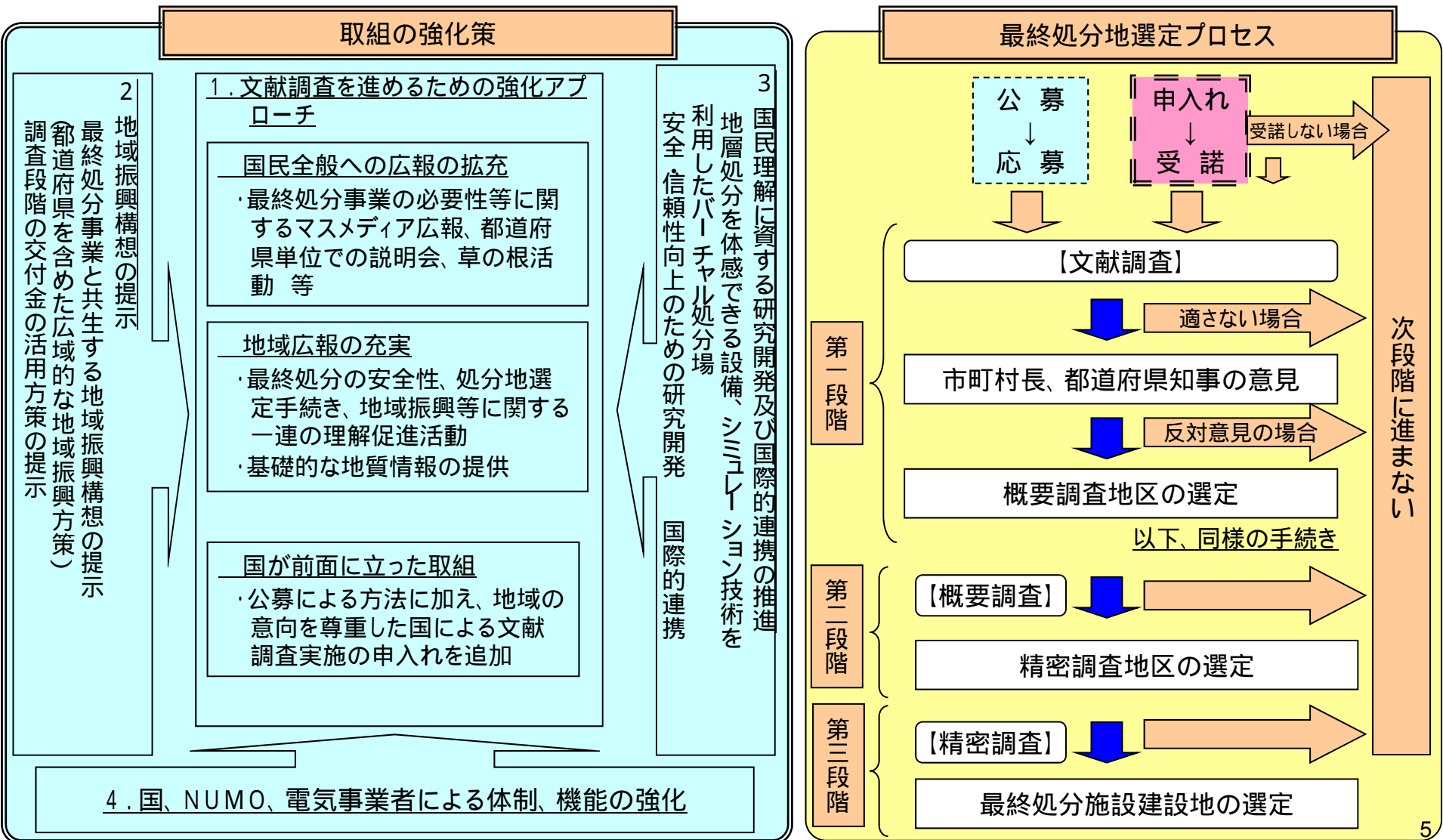
経済事情の著しい変動、天災その他の事由により業務を行うことができなくなった場合には、必要な措置を別に法律で定める。

必要な措置がとられるまでの間は国が業務を行う。

地層処分事業を推進するための取組の強化策について

総合資源エネルギー調査会
原子力部会 放射性廃棄物小委員会
中間とりまとめ 平成19年11月1日

高知県東洋町を始め、最終処分事業に関心を持つ地域は現れているが、文献調査を開始するまでには至っていない。これまで応募が検討された地域での経緯等を顧みると、事業を自分の問題として捉えるまでの幅広い国民の理解獲得、正確な情報提供による、最終処分の安全性、処分地選定手続き等に対する地域住民の理解獲得、国が前面に立った取組、事業と地域との共生による地域振興の可能性の明確化等が課題。



国による申入れについて

放射性廃棄物小委員会 報告書(平成19年11月中間とりまとめ)

報告書のポイント

最終処分事業に関心を持つ地域は現れているが、文献調査を開始するまでには至っていない。

文献調査の実施の申入れ

手続きの透明性、地域の自主性や意向を尊重する観点から、文献調査に関する手続きとしては、**現行の公募を基本**とすることが適当と考えられる。その上で、国が前面に立った取組が必要であるとの指摘を踏まえ、文献調査を開始するに当たって、NUMOの公募による方法に加え、地域の意向を十分に尊重しつつ、場合によっては、市町村に対し、**国が文献調査の実施の申入れを行うことも可能**にし、国の最終処分事業に関する説明責任を明確にすべきである。その場合、市町村長は、国からの申入れに対し、受諾の可否を表明することとなる。

原子力発電推進行動計画(平成22年6月4日 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会)

< 高レベル放射性廃棄物等の処分事業の推進に向けた取組の強化 >

原子力発電の利用を拡大していく上で、放射性廃棄物の処分対策は必須の課題である。

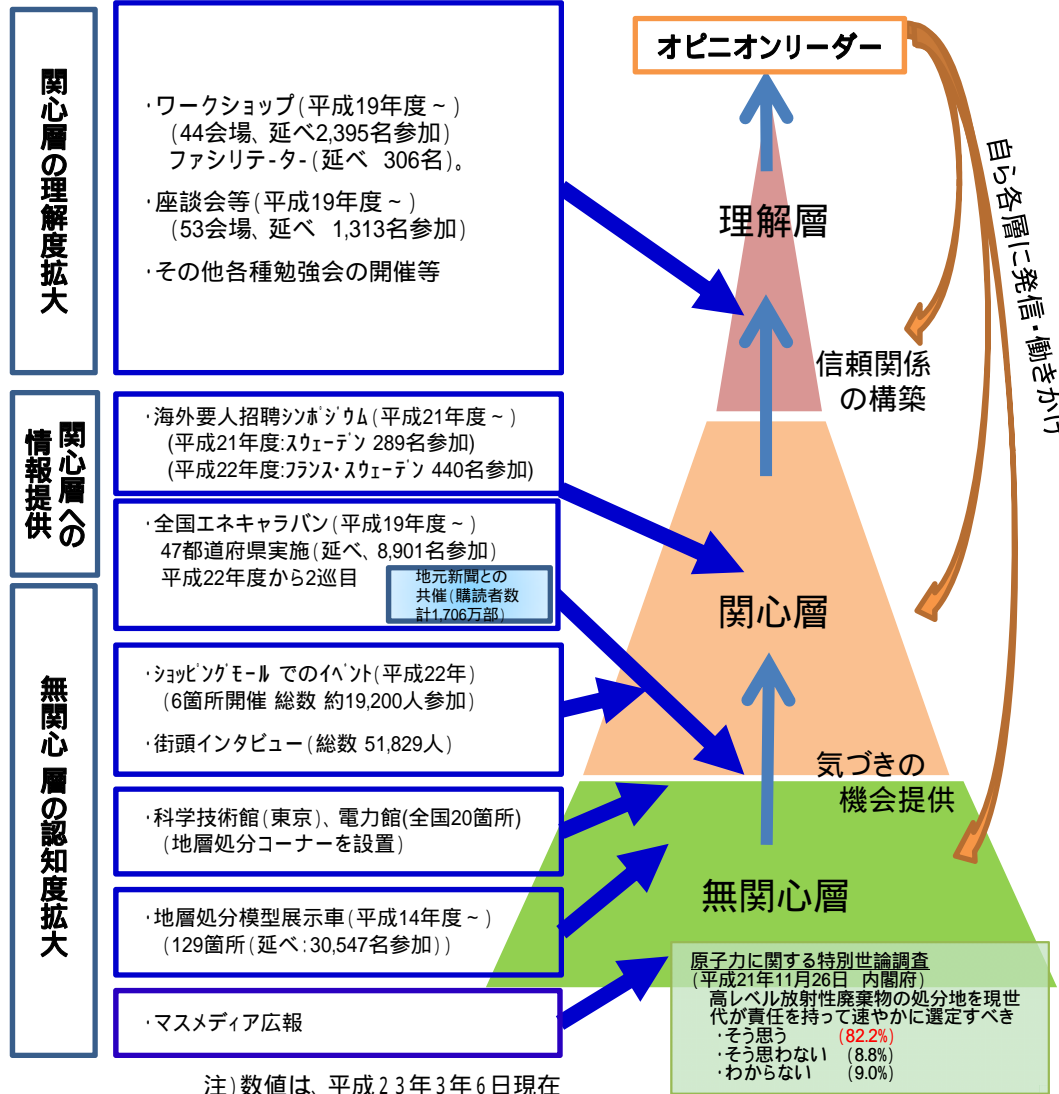
高レベル放射性廃棄物の地層処分事業については、平成20年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年代後半を目途に処分の開始という現行スケジュールを踏まえ、国は前面に立って、原子力発電環境整備機構(NUMO)や事業者等と一層連携しながら、**国民との相互理解を促進する取組を強化し、文献調査**について、**数カ所以上**のできるだけ多くの箇所において、**NUMOによる公募**に対する応募または**国による申入れ**を実現することにより、早期に着手することが必要である。

- 1) 国は、NUMOや事業者等と連携しながら、全国レベル及び地域レベルの双方で、国民との相互理解を促進する広聴・広報活動を強化していく。
- 2) 推進派と慎重派とで議論を行い、参加者からの質問を取り入れた双方向のシンポジウムを引き続き開催する。
- 3) 地域の住民や地方自治体が勉強のために専門家等を招聘できる支援制度を創設する。
- 4) 国民と同じ目線に立って市民活動を実施しているNPO法人等との連携の拡大強化等を図り、より分かりやすい言葉での説明会を開催する。

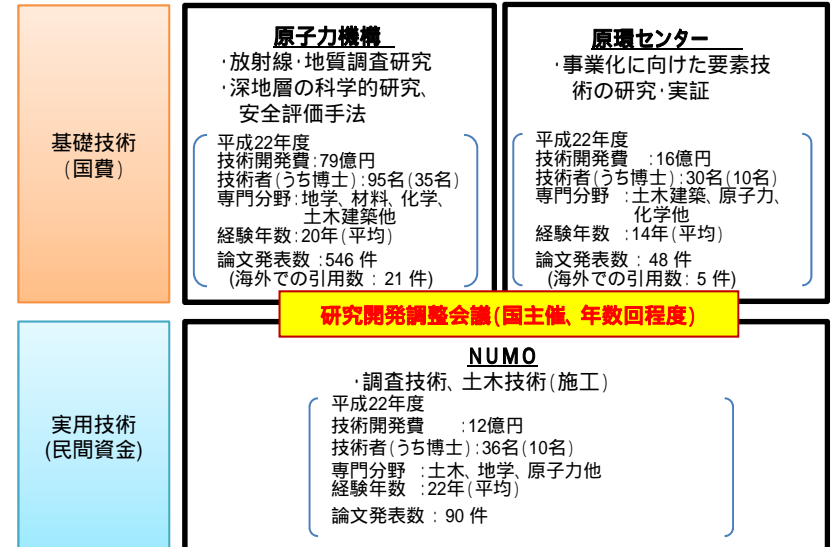
等

地層処分の相互理解活動と研究開発活動に係る取組みについて

相互理解促進活動

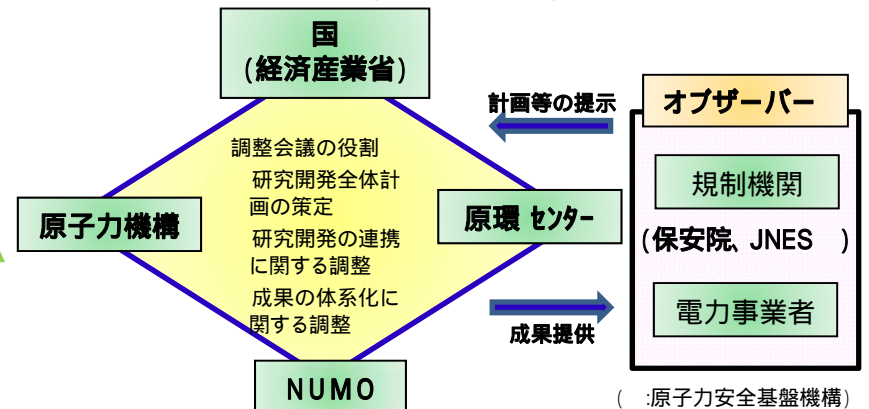


地層処分の研究開発活動



(独)日本原子力研究開発機構
(公財)原子力環境整備促進・資金管理センター

地層処分基盤研究開発調整会議の構成メンバー (平成17年度～)



放射性廃棄物地層処分に関する説明会 （“全国エネキャラバン 考えよう！ニッポンのエネルギーのこと”）

- 放射性廃棄物の地層処分の安全性や国内外の地層処分の現状等に関する情報を国民に分かり易く発信し、意見交換することで、国民各層の関心を高めることを目的として実施。
- 開催後は、地方紙等で採録記事として掲載し、幅広い理解を得る。
- 全都道府県単位で、開催都道府県の地方紙との共催により実施。

平成19年度から東京を皮切りに、これまで全国59ヶ所で開催。
（平成23年3月8日現在） 全都道府県で実施

実施方法

- ・対象 都道府県の行政関係者、一般住民等 200名程度
- ・説明会実施後は開催都道府県の地方紙において実施内容を広告として掲載。

【21年度実績】 全国12箇所で開催。のべ約1680人が参加。



会場の様子



地方紙での記事広告

平成22年度よりテレビ、ラジオでも事後広報を行っている。

放射性廃棄物に関するワークショップ（“共に語ろう 電気のごみ”）

- 放射性廃棄物に関する地域住民との相互理解を深めるため、全国及び地域で活動しているNPO等の団体と連携して、住民参加型の地域ワークショップを開催。

平成19年度から44回開催。（平成23年3月8日現在）
総括全体会議を実施（超深地層研究所の見学を併せて実施）

実施方法

- ・対象 当該地域のNPO、自治体、企業、大学、メディア等（50名程度）

【参考：21年度実績】 全国10箇所で開催。のべ約500人が参加。



ワークショップ会場の様子

より良いコミュニケーションに向けた取組について

“双方向シンポジウム”の開催 （「どうする高レベル放射性廃棄物」）

原子力発電から発生する高レベル放射性廃棄物の問題について、異なる意見をもつ専門家などが率直に議論し、その幅広い議論を共有することを目的として開催。



シンポジウム会場の様子

平成21年度：
福岡県(2/24)、大阪府(3/13)、東京都(3/16)の3会場で開催。
平成22年度：
岡山県(11/20)、北海道(12/23)、愛知県(1/30)、東京都(2/27)の4会場で開催。

参加無料

双方向シンポジウム どうする高レベル放射性廃棄物

ご意見・ご質問をお寄せ下さい

双方向シンポジウム「どうする高レベル放射性廃棄物」は、原子力発電から発生する高レベル放射性廃棄物の問題について、異なる意見をもつ専門家などが率直に議論し、その幅広い議論を皆さんと共有することを目的として企画したものです。

このシンポジウムでは、選られた議題で、多くの人々の関心のあるテーマについて議論することを目的として、事前に皆さんからのご意見・ご質問を募集し、シンポジウムで活用させていただきます。

また、皆さんから送られたご意見・ご質問は、原則としてシンポジウム会場等で公開させていただきます。

シンポジウムは、今年11月から来年2月にかけて、岡山県・北海道・愛知県・東京都の4ヵ所で開催予定です。

日時・会場・参加申込方法等の詳細については、随時ホームページ上でご案内させていただきます。なお、シンポジウムにご参加されない方とも議論の内容を共有していただけるように、ホームページにて公開させていただきます。

2010年9月28日
双方向シンポジウム「どうする高レベル放射性廃棄物」
全体企画会議

*全体企画会議について

双方向シンポジウム「どうする高レベル放射性廃棄物」は、下記のメンバーによる非営利組織「双方向シンポジウム」によって開催されています。この組織は、テーマ「どうする高レベル放射性廃棄物」に関する議論の場を提供することを目的としています。

- 北沢正樹 東北大学 原子力科学技術総合研究センター
- 志保孝幸 地層処分問題研究会グループ
- 高橋孝志 国の303キャンペーン
- 高橋浩司 財団法人電力中央研究所
- 伊藤孝 地層処分問題研究会グループ
- 八木裕彦 大阪大学 コミュニケーションデザインセンター
- 渡辺ともみ 原子力安全委員会

(注) 主催者

[ご意見・ご質問はこちら](#)

皆さんからのご意見・ご質問を募集

お寄せいただいたご意見・ご質問は、シンポジウムで活用させていただきます。

[これまでにお寄せいただいたご意見・ご質問](#)

シンポジウムの開催地・参加申込

開催地	開催日時	会場	申込期間	会場
岡山	11月20日(土) 13:30~17:00	岡山県総合科学センター	11月15日(水) 13:30~17:00(予定)	岡山県総合科学センター
北海道	12月23日(土) 13:30~17:00	札幌市総合科学センター	12月18日(水) 13:30~17:00(予定)	札幌市総合科学センター
愛知県	1月30日(土) 13:30~17:00	名古屋総合科学センター	1月25日(水) 13:30~17:00(予定)	名古屋総合科学センター
東京都	2月27日(土) 13:30~17:00	東京総合科学センター	2月22日(水) 13:30~17:00(予定)	東京総合科学センター

[詳しくはこちら](#)

シンポジウム専用サイト
<http://www.dousuru-hlw.jp/>

より良いコミュニケーションに向けた取組について “放射性廃棄物の地層処分事業に関する地域の自主的な勉強会支援”

地域が自発的にこの問題に取り組めるとともに、自ら選んだ講師を招き勉強する取組を支援する制度を創設。

NUMOは、平成22年度から「放射性廃棄物の地層処分事業に関する地域の自主的な勉強会支援」事業を実施している。

平成22年度実施内容

【事業の目的】

市町村や地域団体が地域で自主的に行う放射性廃棄物の地層処分に関する理解活動を支援することにより、放射性廃棄物の地層処分に理解を深めてもらう。

表 NUMOが実施する支援対象

区分	支援金額	支援対象となる活動
市町村	年間600万円まで	地域における自主的な勉強会、自ら選定した講師による講演会などの実施 先進地視察、見学会等の実施 上記の周知を目的としたチラシ・パンフレットの作成 地層処分事業に関するチラシ・パンフレットの作成 その他、事業目的に合致するもの
地域団体等	年間200万円まで	

・支援の方法

理解活動の自主性・中立性を損なわないためには、第三者を通じた支援とすることが望ましいとして、支援は業務を委託し実施している。(平成22年度は日本原子力文化振興財団が受託。)

(参考)スウェーデンの制度との比較

	支援対象	支出時期	支援金額(年額)
NUMO	全国の市町村、地域団体等	応募前でも可能	1 市町村 600万円 1 団体 200万円
スウェーデン	市町村(一部 環境NPO)	フィジビリティ調査・サイト調査が進められている自治体に限定	1自治体 500万ユーロ (約 6,400万円)

国も平成23年度予算で**申入れ**又は**応募を行った自治体、周辺自治体をも対象**にした地域の自主的な勉強会支援制度を創設予定。

国民レベルでの認知度向上に向けて

放射性廃棄物の処分問題について国民の認知度を一層高めるため、平成21年度から集中的な広報活動を実施。

1. 国及びNUMOは、地層処分に関する国民との相互理解を図るため、連携して各種広報活動を実施。
2. 平成21年度からは、無関心層にもこの課題を広く認識し理解を深めて貰うため、10月を放射性廃棄物の**地層処分広報強化月間**として、集中的な広報活動を実施。
3. 特に、平成22年度は、NUMOの取組みとして、ショッピングセンターでの参加型イベント(参加者: 19,200人) や街頭インタビュー(参加者: 51,829人)を実施するなど**無関心層への広報活動を強化**。



海外招聘事業 (フランスシンポジウム)



地層処分展示車



ショッピングモールでの参加型イベント
(横浜)



街頭インタビュー

国民レベルでの認知度向上に向けて 国の取組み ～「放射性廃棄物処分広報強化月間」の実施～

放射性廃棄物の処分問題について国民の認知度を一層高めるため、平成21年度から、10月を「放射性廃棄物処分広報強化月間」として、国、関係機関等が連携し国民全般への集中的な広報活動を実施。

10月26日(原子力の日)

我が国が国際原子力機関(IAEA)憲章に調印した日(昭和31年)と、我が国で初めて原子力発電を行った日(昭和38年)にちなみ、昭和39年に設けられた記念日。毎年この日を中心として、様々な理解促進のための事業(ポスターコンクール等)を実施。

国の取組

10月12日に地層処分先進国のフランス、10月28日に処分地が決定したスウェーデンの地元要人等を招聘したシンポジウムの開催。

10月中にエネキャラバン及びワークショップを3回開催。他に、全国8箇所では地層処分模擬展示車を展示。

その他

経済産業省及び各経済産業局において「けんすいまく懸垂幕」や「電光掲示板」による地層処分の理解を推進するための標語の掲載



地層処分模型展示車



けんすいまく
「懸垂幕」

国民レベルでの認知度向上に向けて NUMOの取組み ～2010年度「全国キャンペーン」について～

「いま、考えよう！ 放射性廃棄物の地層処分」キャンペーン

- 「原子力発電から出た放射性廃棄物をどうするか」という問いかけをメッセージに、新聞広告やテレビCM、地域住民に直接語りかけるエネルギー・トーク・ライブや参加型イベント、さらには47都道府県での街頭インタビューを展開し、より多くの人々に「放射性廃棄物の処分問題」について『自ら考えてもらう』機会を作っていくもの。
こうした取組みを通じて寄せられた意見をキャンペーンWebサイトで閲覧できるようにしている。
- また、キャンペーンの事前・事後に6,000サンプルの定量調査、グループインタビューによる定性調査を実施し、今後の理解活動につなげている。



[新聞広告]



[エネルギー・トーク・ライブ/参加型イベント]
6都市で展開(仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)



[街頭インタビュー](47都道府県)

高レベル放射性廃棄物問題に対する認知度の現状 ～「原子力に関する特別世論調査」の概要～

1. 内閣府が行った世論調査によれば、「原子力発電に伴い高レベル放射性廃棄物と呼ばれる廃棄物が発生する」ことについては、53.7%の人が認知していると答えている。

「原子力に関する特別世論調査(調査期間:平成21年10月15日～10月25日、有効回収数:1,850人)」

2. また、「高レベル放射性廃棄物の処分地を私たちの世代が責任を持って、速やかに選定すべきか」という設問に対しては、「そう思う(そう思う、どちらかといえばそう思うの合計)」82.2%、「そう思わない(そう思わない、どちらかといえばそう思わないの合計)」8.8%となっている。
3. 一方で、世論調査によれば、「自分の居住する市町村等が処分場の計画をした場合、どう考えるか」という設問に対しては、「反対である(反対である、どちらかといえば反対であるの合計)」79.6%となっている。
4. 以上のような状況であることから、国及びNUMOは、国民全般に対する理解促進活動の強化が必要と考える。

高レベル放射性廃棄物問題に対する認知度の現状 ～「原子力に関する特別世論調査」の概要～

(参考)

(以下の質問は、次の【資料】を提示してよく読んでもらってから質問する)

【資料】

原子力発電で使用するウラン燃料は、リサイクルすることができますが、放射能レベルの高い「高レベル放射性廃棄物」と呼ばれるリサイクルできない廃棄物が残ります。

我が国では、「高レベル放射性廃棄物」は、ガラスで固めることにより放射性物質をしっかりと閉じこめ、自然災害や人による影響を受けにくい300m以上の深さの安定した地層に、地層処分することとしています。

「高レベル放射性廃棄物」はすでに発生しているものであり、その処分について取り組まなければなりません。「高レベル放射性廃棄物」の処分方法については、これまで国際機関や世界各国でいろいろ検討されてきました。その結果、地層処分が現時点でもっとも問題点が少なく、確実であることが世界共通の認識となっています。

すでにフィンランドやスウェーデンでは最終処分地が決定していますが、我が国ではまだ処分地は選定されていません。

Q4【回答票 19】あなたは、高レベル放射性廃棄物の処分地を、私たちの世代が責任をもって、速やかに選定すべきだと思いますか。この中から1つだけあげてください。

- (51.9) (ア) そう思う
- (30.3) (イ) どちらかといえばそう思う
- (6.3) (ウ) どちらかといえばそう思わない
- (2.5) (エ) そう思わない
- (9.0) わからない

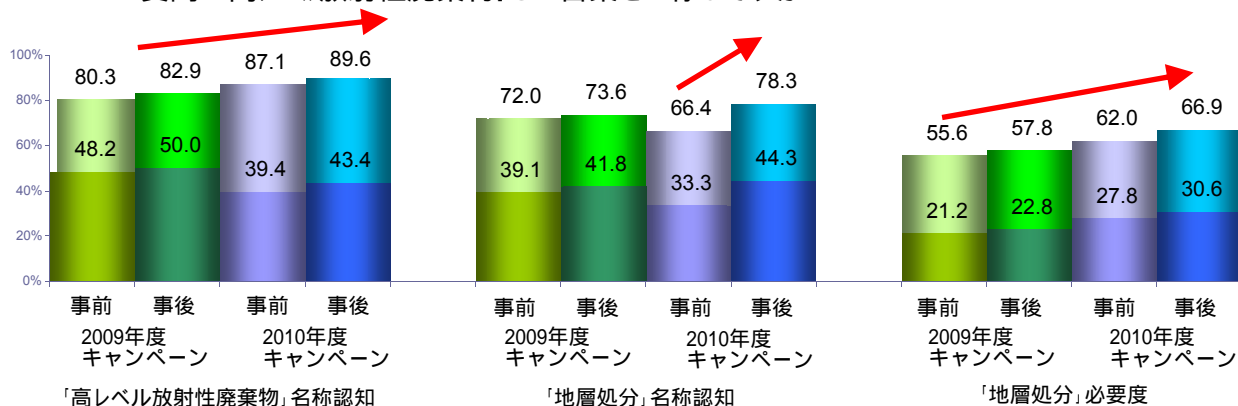
Q5【回答票 20】あなたは、自分の居住する市町村または近隣市町村が高レベル放射性廃棄物の処分場の設置を計画した場合、どのようにお考えになりますか。この中から1つだけあげてください。

- (3.2) (ア) 賛成である
- (12.9) (イ) どちらかといえば賛成である
- (34.3) (ウ) どちらかといえば反対である
- (45.3) (エ) 反対である
- (4.3) わからない

2010年度NUMOの「全国キャンペーン」結果について

「高レベル放射性廃棄物」や「地層処分」への認知及び「地層処分」の必要性に対する理解は着実に上昇。

質問: 「高レベル放射性廃棄物」とい言葉をご存じですか。

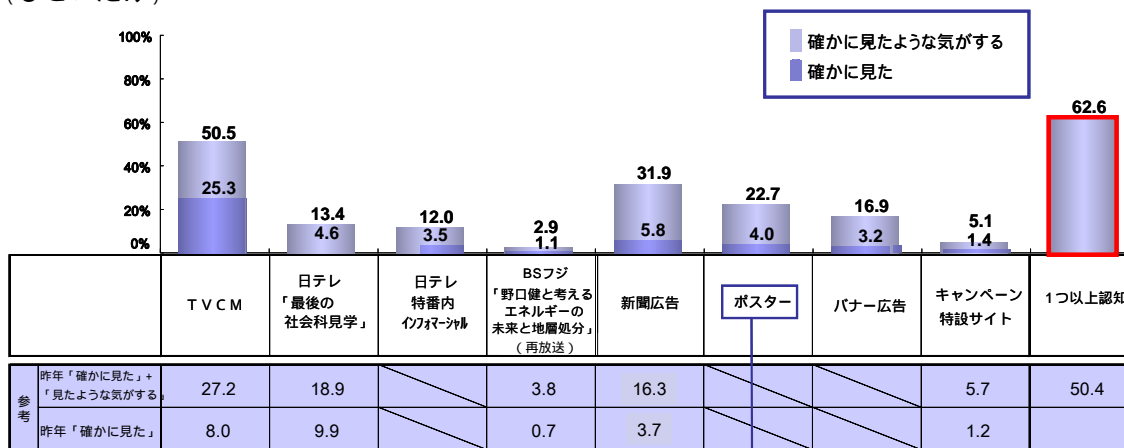


全国15歳～69歳の男女に対するインターネット調査
アンケート調査対象数: 6,000人
(キャンペーン実施前後それぞれ)

1とは、名称認知では「知っている」+「なんとなく聞いたことがある」の合計、必要度では「必要だと思う」+「どちらかといえば必要だと思う」の合計
2とは、名称認知では「知っている」、必要度では「必要だと思う」のスコアを指す。

2010年度キャンペーン期間中に、何らかの情報に触れたと回答した割合は、6割を超えている。

質問: あなたは、TVCM・テレビ・番組内情報コーナー・新聞広告・ホームページ等を見たことがありますか。
(ひとつだけ)



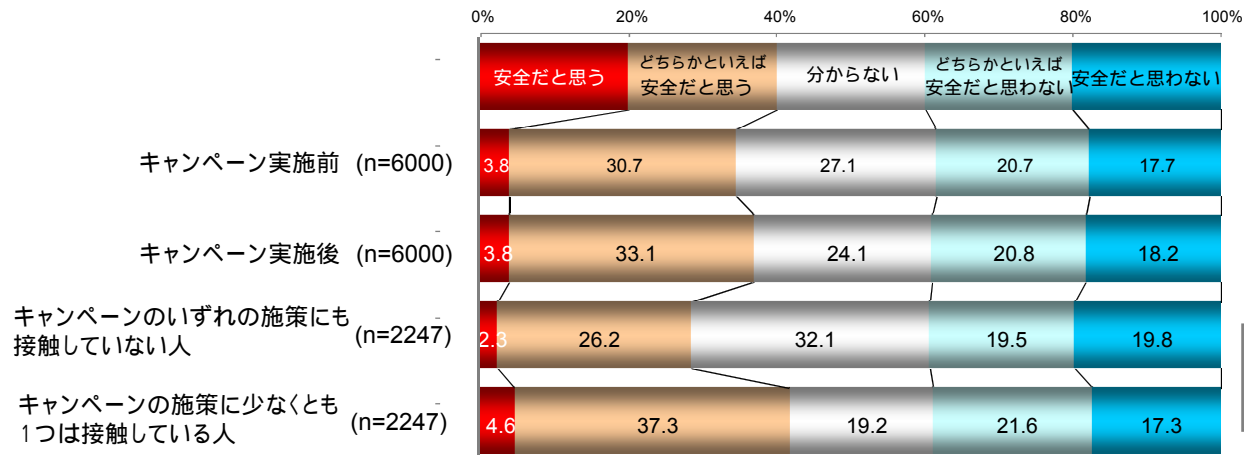
ポスターをどこで見たか(n=1362) 電力館等のPR館(39.4%)、科学館(20.8%)、児童館(12.6%)

全国15歳～69歳の男女に対するインターネット調査
アンケート調査対象数: 6,000人
(キャンペーン実施前後それぞれ)

2010年度NUMOの「全国キャンペーン」結果について

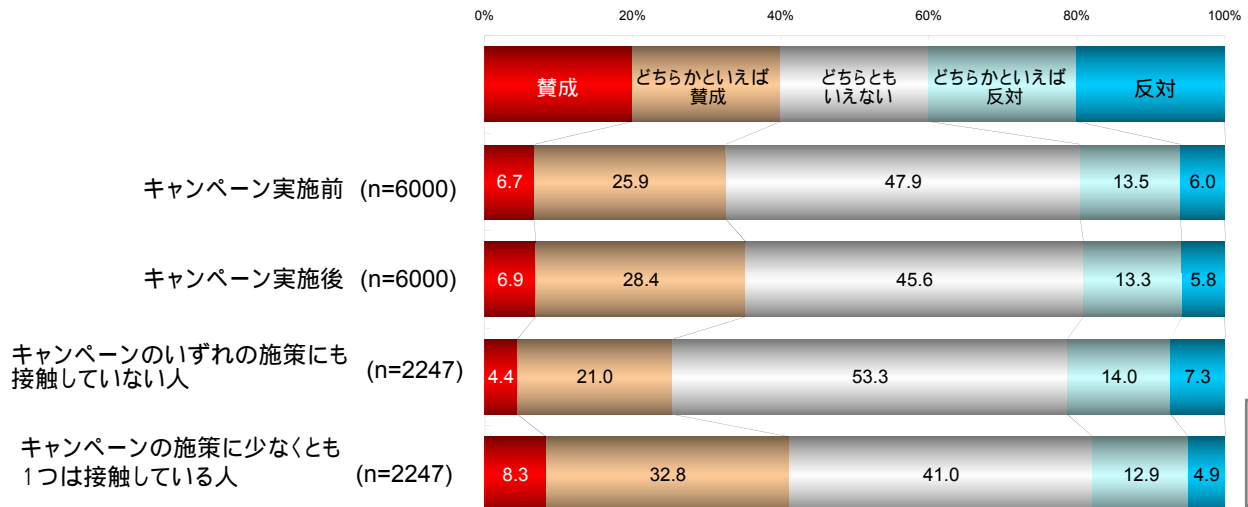
2010年度キャンペーンの施策に少なくとも1つ以上接した人は、そうでない人に比べ「地層処分」の「安全性」に対する認識や「地層処分」への「理解(賛成度)」が明らかに高くなっており、広報活動の成果が表れている。

質問:「地層処分」の安全性について、どう思いますか？



全国15歳～69歳の男女に対するインターネット調査
アンケート調査対象数：6,000人
(キャンペーン実施前後それぞれ)

質問:「高レベル放射性廃棄物」の地層処分を進めることに対してどのようにお考えになりますか？

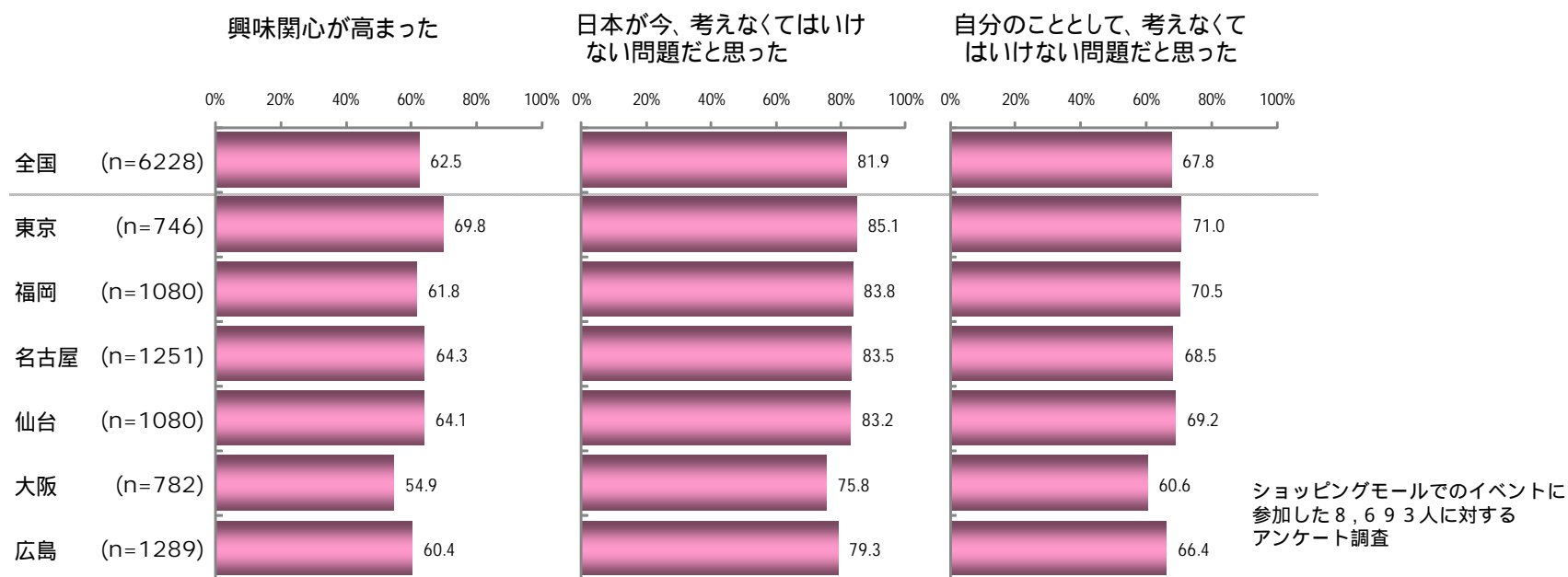


全国15歳～69歳の男女に対するインターネット調査
アンケート調査対象数：6,000人
(キャンペーン実施前後それぞれ)

2010年度NUMOの「全国キャンペーン」結果について

ショッピングモールで行った参加型イベント（東京・福岡・名古屋・仙台・大阪・広島）でのアンケートにおいても、地層処分に対する問題意識の高まりが顕著に見られる。

質問：イベントを通して、あなたは「地層処分」に対して、どのように思いましたか。あてはまるものを選んでつけてお答えください。



数字は、上記の質問に対して「そう思う」と回答した割合（「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」の三択）

アンケート結果(例)

- 「原子力」と聞いただけで持たれるイメージを変える必要がある。自分も技術者なので必要であることは理解できる。(福岡30代男性)
- イベントとして行っていることで気軽に立ち寄れるのでよかった。堅苦しくなくて子供たちも興味を持ってくれた。また説明を受けて関心を持ったようです。(仙台30代女性)
- 今日始めて知ったことがたくさんありました。この問題は自分のこととして考えなければいけないと思いました。(広島10代女性)

參考資料

日本における地層処分に関する取り組み

国の政策

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」
(2000年5月)

総合エネルギー調査会 原子力部会 報告(1999年)
「処分事業の制度化のあり方」

原子力委員会放射性廃棄物処分懇談会報告(1998年)
「処分に向けた基本的考え方」

原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会報告「処理処分方策(中間報告)」(1984年)
「地層処分を基本方針」

原子力委員会報告「放射性廃棄物対策について」(1976年)
「当面地層処分に重点」

1976

第1次取りまとめ(1992年)
「地層処分の技術的可能性」

地層処分研究開始

原子力発電環境整備機構
の設立 (2000年10月)

原子力発電環境整備機構(NUMO)

処分事業

原子力安全委員会報告書
「安全規制の基本的考え方」
(1次報告)(2000年11月)

安全指針・基準の整備など

処分地選定

処分施設建設

操業～

2040

2030

2020

2010

2000

基盤研究開発

NUMO2010年レポート(2011年)

「実施主体としての技術的信頼性の提示」

幌延深地層研究所着工(2003年)

瑞浪超深地層研究所着工(2002年)

第2次取りまとめ(1999年11月)
「地層処分の技術的信頼性」

原子力委員会による
評価がなされた

研究開発

高レベル放射性廃棄物処分懇談会

目的：1995年9月12日付け原子力委員会決定「高レベル放射性廃棄物処分への取り組みについて」に基づき、社会的・経済的側面を含め、幅広い調査審議を進めるため、高レベル放射性廃棄物処分懇談会(座長:近藤次郎(元日本学術会議会長)を含む有識者25名。以下、「懇談会」)を設置。

開催実績：報告書とりまとめまでに2年間にわたり14回開催(1996年5月～1998年5月)

概要：懇談会は、高レベル放射性廃棄物を処分するための今後の取組みについて基本的考え方を報告書案としてとりまとめ、
半年間の意見募集(1997年8月～1998年1月、意見募集結果:535件(342名))、
全国5ヶ所での意見交換会(1997年9月～1998年1月、場所:大阪市・札幌市・仙台市・名古屋市・福岡市、意見発表者:計62名、一般傍聴者:計741名)、
第12回懇談会(東京)における東京近郊地域の意見発表者との意見交換(1998年2月、意見発表者:8名、一般傍聴者:164名)
特別会合(社会的受容性、サイト選定プロセス・立地地域との共生)を計18回開催(1996年12月～1998年4月)
等を踏まえ、報告書をとりとまとめた。

報告書「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」(1998年5月29日):法律の制定を含めて今後、関係機関が進めるべき具体的な方策の策定に向けた基本的考え方や検討すべき点について提言。